

医感第29号
令和6年4月11日

一般社団法人
静岡県訪問看護ステーション協議会長 様

静岡県健康福祉部
感染症危機管理担当部長

令和6年度協定締結医療機関の施設・設備整備に対する
補助の実施について（周知依頼）

日頃から、本県における感染症対策の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、協定締結医療機関に対する施設・設備整備補助事業の希望調査を別添のとおり実施しますので、貴会会員への周知についてよろしく願いいたします。なお、昨年度の事前調査時に協定締結意向のあった各訪問看護事業所開設者については個別にも依頼しますので、ご承知おきください。

担当 感染症対策班
電話 055-928-7273

各病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者様

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課長

令和6年度協定締結医療機関の施設・設備整備に対する補助の実施について

このたび、静岡県では、県と医療措置協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的として、国の補助金を活用した協定締結医療機関の施設・設備整備に対する補助を実施する準備を進めています。

つきましては、補助事業の規模把握や計画策定のため、補助事業実施を希望する場合は、下記補助内容等をご確認の上、事業計画書等を提出してください。

記

1 補助内容（予定）※今後、県の補助金交付要綱の作成過程で変更となる可能性があります。

事業区分	事業内容	補助率	補助基準額 (補助上限額)	補助対象 機関*
施設 整備 事業	病室の感染対策に係る整備	2/3	1室当たり 14,546,000円	①
	病棟等の感染対策に係る整備	10/10	対象面積1㎡当たり 239,300円	①
	個人防護具保管施設の整備	10/10	対象面積1㎡当たり 239,300円	①②③
設備 整備 事業	簡易陰圧装置	10/10	1病床当たり 4,320,000円	①
	検査機器（PCR検査装置）	10/10	1台当たり 9,350,000円	①②
	簡易ベッド	10/10	1台当たり 51,400円	①②
	HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)	10/10	1施設当たり 905,000円	②

<※補助対象機関>

- ①「病床確保」に係る協定を締結する病院、診療所
- ②「発熱外来」に係る協定を締結する病院、診療所
- ③「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所

2 提出資料

(1) 施設整備事業

- ・令和6年度協定締結医療機関施設整備事業計画総括表（様式1）
- ・施設整備事業費内訳書（様式2）
- ・施設整備事業計画書（様式3-1又は様式3-2）
※病室の感染対策に係る整備とそれ以外で様式が異なります。
- ・設計書等金額が確認できる資料
- ・図面等整備の概要が確認できる資料

(2) 設備整備事業

- ・令和6年度協定締結医療機関設備整備事業計画総括表（様式4）
- ・設備整備事業概要（様式5）
- ・見積書等金額が確認できる資料
- ・カタログ等設備の概要が確認できる資料

3 提出方法

3の提出期限までに下記宛てメール送信（エクセル形式）によりご提出ください。

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課 感染症対策班 栗原（くわばら）

E-mail : kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

※確認漏れを防ぐため、提出した際にはその旨電話連絡をお願いいたします。

※メール送信が困難な場合はご相談ください。

4 提出期限

令和6年5月7日（火）

5 留意事項

- (1) 今回の補助は県と各項目を含む医療措置協定を締結することが補助要件となります。
- (2) 事業計画書の提出により補助を確約するものではありません。
- (3) 県の予算の範囲内で補助することとなるため、補助希望が多い場合、補助額の調整（減額）や事業を不採択とする場合があります。
- (4) 県の交付決定前に着手した事業は補助対象となりません。
- (5) **令和6年度中に完了する事業が補助対象となります。** 確実に令和6年度中に事業完了が可能か工期等は十分にご確認ください。
※国から県へ事業採択の連絡があった後に、県の補助金交付手続が開始となりますので、事業期間（工事業者等との契約～工事業者等への工事等代金の支払）は長くても7か月程度になると思われます。
- (6) 個人防護具保管庫は建築物であることが必要なため、建築確認を伴う施設であることが想定されます。
- (7) 次に掲げる費用については、補助の対象外となります。
 - ・土地の取得又は整地に要する費用
 - ・門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - ・設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - ・既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (8) 医療措置協定については県ホームページ
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/index.html>)
をご確認ください。

6 今後の補助金手続きの流れ（予定）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①事業計画書の提出依頼 | (県→医療機関等) ※今回 |
| ②事業計画書の提出 | (各病院等→県) |
| ③国への事業計画書の提出 | (県→国) |
| ④国から事業採択の連絡 | (国→県) ※6月以降 |
| ⑤県から交付申請書提出依頼 | (県→各病院等) |
| ⑥交付申請書の提出 | (各病院等→県) |
| ⑦交付決定 | (県→各病院等) |
| ⑧概算払請求書の提出 | (各病院等→県) ※希望する場合のみ |
| ⑨概算払 | (県→各病院等) ※希望する場合のみ |
| ⑩実績報告書の提出 | (各病院等→県) |
| ⑪交付確定 | (県→各病院等) |
| ⑫請求書の提出 | (各病院等→県) |
| ⑬精算払（又は精算による返金） | (県→各病院等、又は各病院等→県) |

担 当 感染症対策班 栗原（くわばら）

電話番号 055-928-7273

メールアドレス kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

質問一覧

No	宿題・質問	回答
1	医療機関が負担する个人防护具の費用について、補助の予定はありますでしょうか。	个人防护具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。
2	国立大学法人も対象としてよいのでしょうか。	国立大学法人についても、対象となります。
3	国立病院（防衛省所管）は対象となりますでしょうか？	国の補助金は国以外の者に対して交付するものであることから、国が開設する病院については対象となりません。ただし、国が所管する独立行政法人（国立病院機構や地域医療機能推進機構、労働者健康安全機構等）については、補助対象となります。
4	個人防具保管庫整備のメニューには、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのでしょうか？	个人防护具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合）は、補助対象になりません。
5	個室整備に医療用（災害用）コンテナは補助対象となりますでしょうか。	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。
6	個室整備の補助についてはトイレのみの整備等についても対象となりますでしょうか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
7	个人防护具保管庫については、イナバ物置のような倉庫は、どのような扱いになりますか？	个人防护具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
8	結核モデル病床も、施設・設備整備の補助対象となるのか。	結核モデル病床も、協定による病床確保に係る整備の場合は、補助対象となります。
9	「病棟等の感染対策に係る整備」の対象経費として、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のソーニングを行うための改修が挙げられていますが、この場合の対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やソーニングする予定の面積をすべて含めるのか等、対象面積の考え方を教えてくださいませんか。	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。
10	PCR検査機器の補助について、PCR法の検査機器のみが補助対象となるのでしょうか。例えばコロナ包括交付金では対象であったNEAR法やLAMP法の等温遺伝子増幅装置は補助対象になりますか。検査措置協定の対象は、核酸検出検査（PCR検査等）であり、PCR法だけに限定されていないので、補助対象になると考えていますが、いかがでしょうか。	今回の補助事業では、検査機器のうち「PCR検査装置」を対象としています。
11	○専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいでしょうか その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外と考えてよいでしょうか ○補助の内容について ・手術室に陰圧機を設置する場合も当補助金の対象になるのでしょうか ・救急患者の受入処置室に設置する場合は対象になるのでしょうか	○病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。 工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。 ○補助の内容について ・手術室や処置室の陰圧化についても、新興感染症の入院患者に対する医療を行うために必要な整備であれば、補助対象になるものと考えています。
12	質問で例示されたイナバ物置のような倉庫について、 地面に基礎を作り、その上に固定するものは、建築（増築）工事に該当する（＝補助対象となる）という認識でありますが、貴省の認識と相違ありませんでしょうか。	物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
13	「个人防护具保管施設の整備」について、病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供にかかる協定を締結する医療機関が対象となっていますが、その協定において、个人防护具の備蓄を実施することを定めていることも当然要件となるものと考えておりますが、間違いありませんでしょうか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において个人防护具の備蓄を定めていることが前提となります。 ただし、備蓄量として推奨している2ヶ月分以上等の要件については任意です。

質問一覧

No	宿題・質問	回答
14	<p>LAMP法やNEAR法等の等温核酸増幅法はPCR検査装置に含まれないという回答でしたが、「新型コロナウイルス感染症 病原体検査の指針（第4版）」等の考え方とずれが生じています。</p> <p>ついては、再度確認させていただきたいのですが、新興感染症対応力強化事業の補助対象になるPCR検査装置としてはリアルタイムRT-PCR以外は認めないということによろしいですか。</p> <p>その場合、補助対象とならないLAMP法、TRC法、TMA法、NEAR法等の等温核酸増幅法の検査装置との見分け方としては、サーマルサイクラーが付いているか否かということによろしいですか。</p> <p>また、説明会でも依頼した通り、対象となる機器の具体的な例を示してください。早急な回答をお願いします。</p>	<p>本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。</p> <p>検査機器の整備について、新型コロナウイルスの検査にはPCR法以外も用いられていることは承知していますが、今回はその他の検査法と比較し比較的早期から検査を行うことが可能であり、かつ精度が高いという利点も考慮し「PCR検査装置」を対象としています。</p> <p>PCR法とLAMP法は核酸増幅のメカニズムが異なっており、核酸増幅法にPCR法、LAMP法、NEAR法等は含まれますが、PCR法は温度変化を伴うPolymerase chain reactionを活用した検査であり、鎖置換反応を用いるLAMP法やNicking enzymeを用いるNEAR法は含まれていないという認識です。</p> <p>また、RT-PCR法とPCR法は増幅対象がRNAかDNAかという違いであり検査方法として本質的な違いはないと考えられます。</p> <p>リアルタイムPCR法は、PCR法の中でも定量的な検査ができる利点がありますが、こちらはPCR法として整理可能と考えます。</p> <p>該当する機器がPCR検査機器か否かは、PMDAの添付文書等を参考にご判断ください。</p> <p>なお、厚生労働省として補助対象となる特定の機器について具体的に例示することはできませんが、医療機器として承認されているものが原則と考えています。</p> <div data-bbox="1608 715 2110 954" style="text-align: center;"> </div>
15	<p>(病棟等の感染対策に係る整備)</p> <p>・可動式パーテーションを設置する場合は、単なる可動式パーテーションを購入は補助対象とはならず、据え付け工事などの工事を伴う場合でないと補助の対象にならないという認識で良いでしょうか。</p> <p>・とある個室に可動式パーテーションの設置工事を行う場合、事業計画書の様式3-16「整備事業の概要」の面積には、その個室全体の面積を記載するのでしょうか。それともパーテーションの設置工事場所に係る部分のみの面積を記載するのでしょうか。</p>	<p>・可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。</p> <p>・当該整備を実施するために工事を行う部分の面積（工事面積）を記載してください。</p>
16	<p>個人防護具保管施設の整備の補助対象となる薬局を確認させてください。</p> <p>薬局の医療措置協定のメニューにはオンライン服薬指導と訪問しての服薬指導がありますが、オンライン服薬指導のみの協定を締結する薬局であっても補助の対象となりますか。</p>	<p>自宅療養者等の医療の提供に係る協定を締結し、協定において個人防護具の備蓄を定める薬局であれば、補助対象となります。</p>

質問一覧

No	宿題・質問	回答
17	<p>備蓄倉庫整備の考え方について、追加で確認したいことが下記のとおり2点ございます。お手数をおかけしますが、下記のとおりご教示願います。</p> <p>1 建築工事を伴うキャビネット等の設置の補助対象範囲について QAの4で「建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合は、補助対象になりません。」と記載されていますが、備蓄倉庫を建築しその内部にキャビネット等を設置する場合は、一体的な整備として補助対象となるという解釈でよろしいでしょうか？</p> <p>2 設置場所について 薬局等で敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に整備することでも補助対象となるのでしょうか？</p> <p>【病室の感染対策に係る整備について】</p>	<p>1 付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。</p> <p>2 初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えていますが、具体的な事例がある場合に、個別にご相談ください。</p>
18	<p>①新興感染症患者を受け入れるための個室整備（トイレ等の付属設備の整備を含む）とあるが、新興感染症発生時、既存の多床室を感染患者受入の専用病室として、平時から計画した際に、その多床室内にトイレを新設する場合も補助対象となり得るか。</p> <p>②また、①が不可である場合、同補助金メニューの「病棟等の感染対策に係る整備」の活用等により、可動式パーティションの設置により多床室を個室化する計画と併せ、当該多床室の個室化スペース内にトイレを新設する場合は、上記「病室の感染対策に係る整備（トイレ新設）」の補助対象となり得るか。</p> <p>※実際の新興感染症の発生時、コロナ対応の経験から、複数の多床室をソーニングした上で、新興感染症病棟として稼働させることを想定している病院があり、個室のみでの患者受入では、まとまった病床数が確保できず、コロナ対応での最大病床規模に届かなくなるため、質疑を受けたものです。</p>	<p>①②「病室の感染対策に係る整備」の対象となります。 （当該トイレは、平時の通常医療にも使用することが想定されますので、補助率は1/3となります。）</p>
19	<p>検査機器（PCR検査機器）の補助基準額は1台当たり9,350,000円となっております。特定の検査キットにしき対応していない機器（安価）や、複数の検査キットに対応できる精度の高い機器（高価）等、様々種類がありますが、今回補助対象となるPCR検査機器の機種、性能などの条件はありますでしょうか。</p>	<p>本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。</p> <p>PCR検査装置について、その機種や性能等の条件は設けていませんが、新たな感染症への対応という観点から、特定の検査キットのみに対応する機器ではなく、複数の検査キットに対応できる（新たな感染症にも早期に対応できることが想定される）機器が望ましいと考えています。</p>

質問一覧

No	宿題・質問	回答
20	<p>Q 個人防護具保管庫については、物置のような倉庫は、どのような扱いになりますか。</p> <p>A 厚生労働省の回答において、「個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は、建物整備の工事に要する費用となります。そのため、物置であっても、土地に付着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。</p> <p>とありますが、以下の2つ条件の両方を満たすものは、補助対象としてよろしいかお伺いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築確認が必要なもの（ただし、10平米以下の建築物であり、かつ建築位置が防火地域もしくは準防火地域ではないものは不要） 2 固定資産税が発生するもの（以下の3つの条件をすべて満たす場合） <ul style="list-style-type: none"> ・屋根があり、三方以上外周壁や建具で囲われていること（外気分断性） ・基礎等で土地に固定されていること（土地定着性） ・居住、作業、貯蔵等に利用できる状態にあること（用途性） <p>参考までにインターネット上の記事「プレハブ物置やガレージを設置するとき建築確認申請は必要なの？固定資産税についても解説」URLを添付します。 https://www.homes.co.jp/cont/buy_kodate/buy_kodate_00461/</p>	<p>整備対象が建築物に該当するかどうかを含め、建築基準法等に関することについては、当省では判断できませんが、建築確認申請等が必要なものかどうかではなく、建築物を整備する場合は補助対象となります。（建築確認申請が不要であっても、建築物であれば補助対象になると考えています。）</p> <p>※厚生労働省はこのように回答しておりますが、一般的に建築物に該当するものは建築確認申請が必要となると思われます。</p>